

対象品目：穀類

規範項目

37

収穫・乾燥・調製時の異種穀粒・異物の混入防止対策の実施

規範の必要性や背景

*異種穀粒や異物の混入は、実需者や消費者の評価を下げる一因となります。農産物の安全性確保と、米の産地品種銘柄表示の適正化に期するため、異種穀粒や異物の混入防止対策が必要です。

*食物アレルギーを引き起こす可能性があるため、麦へのソバの混入は、一粒たりとも認められていません。

取組事項

- 収穫前に、ほ場内の異種穀粒、雑草の種子や異物の除去を徹底する。
- 異品種の混入を防止するため、計画的な収穫と搬入等を行う。
- コンバインや乾燥・調製設備等の掃除と点検を徹底する。
- 前作がソバのほ場に麦をは種する場合は、十分な混入防止対策を行う。

解説

●収穫（稲刈り）時のコンバインは、作物や品種が変わるごとに、きちんと清掃・点検を行きましょう。

（図1、図2、図3）



（図1）



(図2) コンバインの内部を点検



(図3) コンバインの中にとまった穀粒

写真: 全国農業協同組合連合会茨城県本部

● 麦へのソバ混入対策

秋に、ソバを汎用コンバインで収穫すると、10アール当たり3~5キログラム程度がこぼれ落ち、ほ場に残されます。種は4月上旬頃からダラダラと出芽し、5月上旬頃には開花が見られ、下旬には結実が始まります。気温が高い年は、生育はさらに早まります。

11月上旬に播種した六条大麦は、ソバの結実前に成熟期となりますが、気温が高い年や、遅く播いた場合は、ソバの結実と重なることもあり、十分な注意が必要です。

小麦では成熟期がソバの結実期と重なりますので、手取り除草や除草剤による防除を必ず行う必要があります。

また、収穫機械や乾燥・調製施設は、作業前に掃除を十分行い、機械の中に残っているソバの混入を防ぎます。

ほ場でソバの発生が少ない場合は手で抜き取ります。除草剤による防除としては、一年生広葉雑草を対象とした茎葉処理剤で、ソバが発生する4月以降に散布できる剤を選択します。大きくなったソバに対しては、除草剤の効果は劣るので、3~5葉くらいまでに散布します。除草剤で枯れなかったソバは、必ず手で抜いてください。

除草剤の散布に当たっては、特に使用時期に注意しましょう。例えば、使用時期が「穂ばらみ期」までの場合、「止め葉が展開する時から出穂の前日」までの期間を指します。穂の一部がわずかでも見えれば、穂ばらみ期は終わり、出穂期が始まります。この時期になると、農薬散布はできません。農薬散布が遅れると、除草剤の成分が麦の子実に残留してしまう危険性があります。

前作がソバのほ場へ今年の秋に麦をまく場合、深さ30センチメートル程度の反転耕を行うと、浅い層のソバの種が深く埋められ、発生が少なくなります。

雑草化したソバに対し、十分な対策を取り、混入ゼロを目指しましょう。

◆ 参考情報

- ・ 営農アドバイス(茨城県農業総合センターHP)

<http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/noucenter/advice/index.html>

◆ 関連法令等

- ・ 大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について(農林水産省HP)

http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/t_tuti_other/pdf/ryui_ziko.pdf

- ・ 食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針について

(食品等事業者の衛生管理に関する情報/厚生労働省HP)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/01.html>

- ・ 農産物への異物混入の防止の徹底について(農林水産省HP)

http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/pdf/ibtu_konnyu.pdf